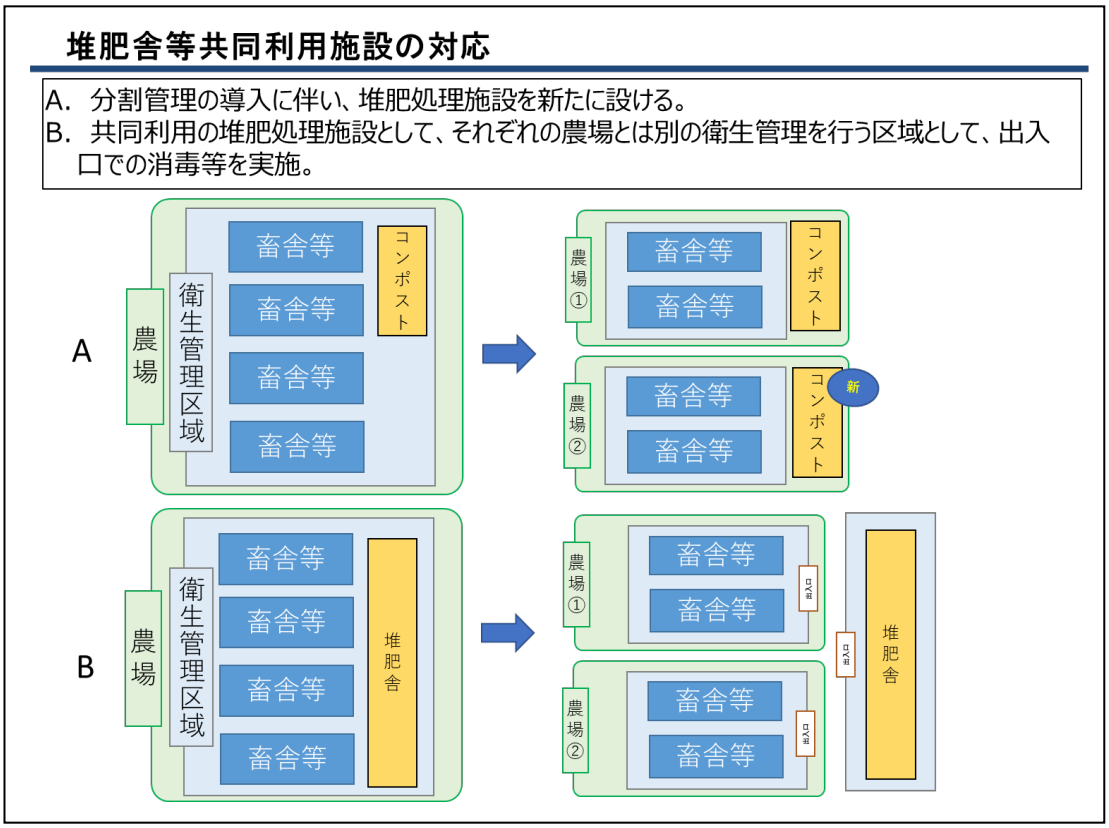

~~イ　浄化槽の取扱い~~

~~浄化槽を共同利用する場合、区画分けすることは困難であることから、特定家畜伝染病発生時には浄化槽の利用を停止した上で、封じ込め措置又は消毒による防疫措置を実施する必要がある。~~

~~封じ込め措置を実施する場合は浄化槽を密閉した上で対象ウイルスが不活化される期間（対象ウイルスによっては３か月程度）静置する必要があることから、浄化槽を利用できない期間が生じる。~~

~~消毒の場合は有効な消毒薬の投入による消毒を実施した後、pH の調整等放流に必要な措置を実施した上で放流し、再稼働することが可能となるが、活性汚泥等が使えなくなる可能性がある。~~

~~これらのことから浄化槽を共同利用する際は、防疫措置をどのように行うか事前に検討しておくことが必要である。~~

④　農場に出入りする者の管理等

関連事業者についても、②に関する事項を遵守する必要があることから、関連事業者に対し、入退場のルールが変わることについて事前に周知を行い、遵守するために必要な体制を構築してもらう必要がある。

⑤　分割管理後の農場で発生した場合に備えた家きんの移動先の検討

例えば、種鶏農場や採卵鶏農場が育すう鶏舎や育成鶏舎と成鶏舎をそれぞれ別の農場に分ける分割管理を行った後、成鶏農場において特定家畜伝染病が発生した場合、出荷先を失った育すう成農場において、ひなが滞留する事態が想定される。このような状況に備えて、系列内の別農場へひなをの導入するなどを検討しておくなど、通常平時と同様の家きんの移動が行えなくなる状況を想定し、農場ごとの実態に合わせた移動先を事前に検討する。

⑥~~⑤~~　その他留意すべき点

ア　防疫措置実施時の感染拡大防止対策

特に分割後の農場が隣接する場合は、万が一特定家畜伝染病が発生した際に防疫作業に伴う病原体の拡散防止を図るため、防疫指針に記載された消石灰等の散布や粘着シート、殺鼠剤の散布等に加えて、隣接農場との境界にブルーシート又はパネルの設置や家きん鶏舎舎の排気口へのフィルター設置、家きん鶏舎舎内での消毒液等の噴霧による粉塵飛散防止対策等、防疫措置の実施に伴い非発生農場に伝播させないための措置を講じる必要があることから、農場の構造などを勘案してあらかじめ必要となる措置を検討し、資材の備蓄などの準備を行う。

（参考）防疫措置の実施に伴い講じる措置の一例

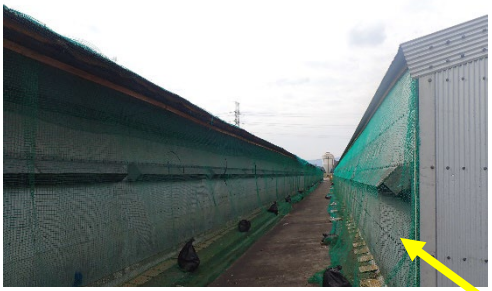

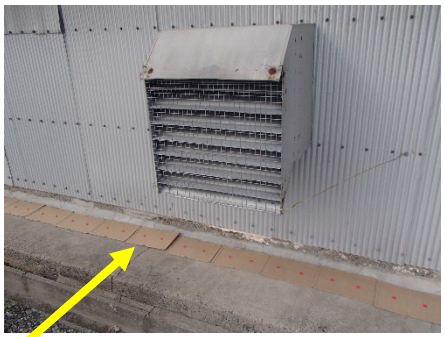

畜舎周囲の粘着シート設置

隣接農場との境界のフェンスへのブルーシート設置

畜舎へのブルーシート設置

イ　家きん鶏舎舎からの排気を考慮した衛生管理区域の設定

農場内の家きん鶏舎舎配置から入気口と排気口が近接している家きん舎舎については、可能な限り同一の農場として区域を設定する。

ウ　分割後の農場間の立地を踏まえた措置

分割後の農場間に高低差があり、農場の境界部分が斜面となる場合には、雨水等によって病原体が流れ込む懸念があることから、農場の境界に側溝を設けるなどの措置を講じることが望ましい。